

4 計画の円滑かつ効果的な実施に当たって必要な事項

- 本計画を円滑かつ効果的に推進していくために、次の6項目を踏まえて土地改良事業を推進します。

① 土地改良区の運営体制の強化

国、都道府県、市町村及び土地改良事業団体連合会が協議会を設置し、特に小規模な土地改良区に重点を置いて地域の課題に応じたきめ細かい対応策を検討し、連携協力して支援する体制を構築します。

その上で、土地改良施設に係る資産評価の結果や貸借対照表等を活用し、施設の更新に備えた計画的な積立ての普及等を推進するとともに、土地改良区における男女共同参画への取組を推進します。

貸借対照表の作成（複式簿記の導入）によるメリット

- 貸借対照表の作成により、土地改良区の財務状況（資産と負債の関係）が明確化
- 土地改良施設の減価償却を行い、施設の現在価値を明示
- 土地改良区の財務状況に応じて積立を行うことにより、計画的に施設更新を行うことが可能



② 関連施策や関係団体との連携強化

土地利用調整や機械の導入支援など様々な施策と連携を図りながら事業を実施することが必要です。

③ 技術開発の促進と普及、スマート農業への対応

スマート農業の社会実装を加速化させるには、産学官の連携や現場での技術実証が必要です。

④ 人材の育成

事業の実施には、制度や技術に精通し、将来を見据え地域をコーディネートできる牽引役が不可欠です。

⑤ 入札契約の透明性、公平性及び競争性の向上と品質確保の促進

適正価格による契約を推進し、入札契約の透明性、公平性及び競争性の一層の向上を図る必要があります。

⑥ 国民の理解促進

農業・農村を取り巻く情勢と課題や土地改良事業の意義・役割等について国民の理解を得るため、様々な機会に各種媒体を活用しながら情報を発信し、様々な分野の関係者との意見交換等を積極的に行っていきます。